

岸和田市立山直中学校



校 名： 岸和田市立山直中学校
電話番号： 072-445-5892

所 在 地： 岸和田市三田町1030番地
創 立： 昭和44年4月22日

校 章



校 訓

貢 立 自

献 志 主

学校教育目標

社会に貢献する人間の育成

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 規律正しい学校（正義） | ② わかる楽しい授業（学習） |
| ③ 潤いのある学校生活（感動） | ④ 健康でたくましい身体づくり（健康） |

岸和田市立山直中学校生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は岸和田市立山直中学校生徒会という。
- 第2条 この会は本校の生徒を会員として職員を顧問とする。
- 第3条 この会は会員の民主的で知性ある自主活動によって、学校生活をよいものにすることを目的とする。
- 第4条 この会の会員は平等に次の権利と義務をもつ。
1. 各事業部において活動する権利
 2. 役員の選挙権, 被選挙権
 3. 生徒総会, 学級会に出席し, 討議およびその議決に参加する権利と義務
 4. この会の議決を守る義務

第2章 機 関

- 第5条 この会には次の機関をおく。
- 生徒総会 学級会 執行部会 専門委員会
- その他必要に応じて構成する委員会
- 第6条 生徒議会は執行部, 各学級の委員長をもって構成する生徒会の最高の議決機関である。ただし必要に応じて専門委員会の各専門委員長が出席することがある。
- 第7条 学級会は学級委員長が担任教師の指導・助言のもとに生徒会活動および学級活動を推進するための全体討議の場として随時開会する。
- 第8条 執行部は会長（1名）, 副会長（2名）, 書記（2名）, 学年代表（各学年2名）からなり, この会の事業全般, および生徒集会その他の行事の運営にあたる。
- 第9条 専門委員会には次の各委員会をおく。保健, 文化, 図書, 風紀, 体育。

第3章 役 員

- 第10条 この会に次の役員をおく。
- 会長（1名）, 副会長（2名）, 書記（2名）, 学年代表（各学年2名）
- 第11条 会長はこの会を代表して会の運営いっさいにあたる。副会長は会長を助け, 会長にさしさわりがあった時はその仕事を代行する。書記は議会の記録その他いっさいの記録などをする。
- 第12条 生徒議会は, 議長1名, 副議長1名その他執行部役員で会をすすめる。
- 第13条 この会の役員は, 前・後期の選挙により選ばれる。また専門委員会の各専門委員長は各学級から選ばれた専門委員の中から互選される。

第4章 役員

第14条 すべての会議は構成員の3分の2以上の出席によって成立し、出席者の過半数の賛成によって議決する。賛成、反対同数の時は議長が決定する。傍聴者は議長の許しを得て意見をのべることはできるが表決権はもたない。

第5章 決定権と改正

第15条 生徒会に関するいっさいの活動は職員会議の承認を経て、校長の許可を得て執行する。

第16条 この会の規則を改めるには生徒議会の審議を経て職員の3分の2以上の賛成を得、生徒総会において半数以上の賛成ののち校長の承認を得なければならない。

第6章 付 則

第17条 この会の規則は昭和44年4月1日から実施する。この会に必要な細かい規則は別に定める。

生徒会役員選挙規定

第1条 選挙が民主的に行われるために選挙管理委員会をもうける。

選挙管理委員会は各学級より1名選出し、任期は1年間とする。

選挙管理委員会は他の事業部及び学級委員長との兼任を認める。また、任期途中で生徒会選挙に立候補する場合、学級から代理を立てることで認めるとする。

第2条 選挙管理委員長は選挙管理委員の中から互選する。

第3条 選挙管理委員会は委員長が召集し、その任務は次の通りである。

1. 選挙の公示（期日、締切、種類）を行う。
2. 立合演説会をひらく。
3. 投票と開票に関する仕事いっさいを行う。
4. 当選発表を行う。

第4条 選挙管理委員会は新学期のはじめに結成し、その後2週間以内に選挙を行うことを原則とする。

第5条 投票は原則タブレットを用いて行う。

第6条 選挙管理委員会は、開票結果を校長に報告し承認を得た上で当選者を全員に知らせる。

第7条 当選者は校長の承認により正式に役員となる。

第8条 生徒議会の議決により校長の承認があれば選挙規定を改正することができる。

特別活動項目と任務

I 学級会では

1. 次の委員をおく。

委員長（男女各1名）、書記（男女各1名）、生徒会専門委員（各1名、体育のみ男女各1名）、選挙管理委員（1名、他の専門委員と兼任可）

2. 日番をつくり次のような仕事をする。

（イ）教室、廊下の整理・整頓

（ロ）その他学級会で決めたこと。

II 生徒会では

1. 次の奉仕事業部をおく。

保健、文化、図書、風紀、体育

2. クラブ活動・部活動

（イ）クラブ活動・部活動に積極的に参加する。

（ロ）顧問の指導の下に行う。

図書館規定

I 開館日開館時間等は年度初めに指示する。

II 図書及び机イスは大事にあつかう。

III クラスが授業に使用したりグループ研究その他特別必要があるときは、必ず図書係顧問の許可を受け、担当の先生についてもらう。

IV 館内閲覧については次の規定を守ること。

1. 館内では雑談はやめ他の者に迷惑をかけないようにする。

2. 利用した本や資料は必ずもとの位置へ正しく納めるようにする。

3. 図書を紛失したり破損した場合弁償させることもある。

V 館外貸出しについては次の規定を守ること。

1. 貸出し期限をよく守り他人に迷惑をかけないようお互いに協力する。

2. 貸出しは1人1回1冊とし、期限までには、必ず当番委員を通じて返却する。又借りた本を返却しないで借り重ねることはできない。

3. 貸出しを受ける場合は、必ず貸出しカードに記名の上、係に提出する。

4. 禁帯出図書及び辞書類の貸出しは原則としてしない。

私たちの心得

1. 通 学

1. 予鈴（8：25）までに登校する。
2. 自転車通学は山直中・包近・東大路・西大路・今木の五町に限り許可されるが、他町の者でも特別の事情があれば許可される。許可者は必ず届出のステッカーを貼る。
3. 自転車通学を許可された者は、通学時に必ずヘルメットを着用すること。
4. 遅刻、欠席、早退する場合は、原則として保護者から学校に連絡してもらう。
5. 遅刻した場合は、教科担当の先生などに報告してから、教室に入る。

2. 学習姿勢

1. チャイムで席に着き、学習態度をとる。
2. 授業の始めと終わりには、起立、礼の挨拶をおこなう。
3. 教科書などは必要に応じて持ち帰り、家庭学習に役立てる。

3. 学校生活

1. 一度登校したら、無断で校外に出ない。
2. 学習に不必要なものは持参しない。
3. 持ち物、履き物には必ず記名する。
4. 缶・ビン類の持ち込みを禁止する。
5. 昼食時間内は教室を出ない。
6. 登下校時を含みお菓子類はいつさい持参しない。

服装規定

1. 【学ランタイプの制服A】・【セーラータイプの制服B】・【ブレザータイプのA・B】のいずれかを選択し、着用する。但し移行期間となる令和9年度までは新旧の制服を組み合わせ着用することを許可する。
2. 通学には運動靴、校舎内では上靴を使用する。
3. 靴下は白・黒・紺・グレーを基調とするものが望ましい。ルーズソックス等は禁止。
4. ベルトの色は黒・紺・茶色が望ましい。極端に幅の狭いもの、太いもの、飾りの多い派手なものは避ける。
5. 頭髪は中学生らしい髪型とする。染色、脱色、パーマ、震災刈りやモヒカンなどの極端な髪型、ライン模様、編み込み、エクステ等は禁止する。

6. アクセサリー（ピアス・指輪等）・マニキュア・化粧は禁止する。

7. 体操服ジャージ（上）, 防寒着として校内・教室内での着用を認める。

セーラータイプの制服→防寒着としてカーディガンの着用を認める。

色は単色。落ち着いた色（無彩色）が望ましい。ボーダーや柄付きのものは不可。

（ワンポイント可）形は下に制服が着ていることがわかるものとする。

ブレザータイプの制服→ジャケットの中にカーディガンやセーター等の着用を認める。

色は単色。落ち着いた色（無彩色）が望ましい。フード付きやボーダー、柄付きのものは不可。（ワンポイント可）形は下に学校指定のシャツを着ていることがわかるものとする。

名 札



服装については、以下に定めた規則を守り、季節に応じ夏服、冬服、合服のいずれかの服装で登校する。

【学ランタイプの制服A】

○ 冬服

上着 黒つめえり標準学生服・五つボタン（標準マーク入り）

ズボン 黒長ズボン（標準服）（標準マーク入り）

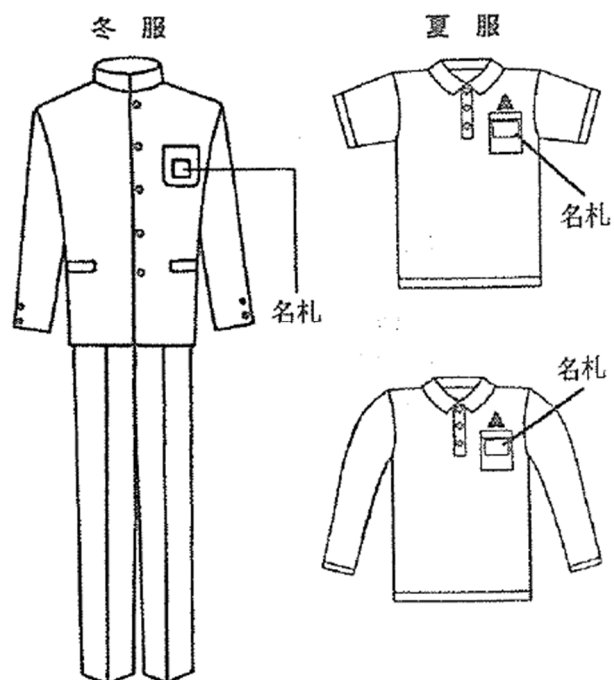
体育着 体操服（学校指定のもの）

○ 夏服

上着 学校指定のポロシャツ（半袖・長袖） ズボン 冬服と同型

上着の下シャツの色は白・黒グレーの無地が望ましい。

体育着 体操服（学校指定のもの）



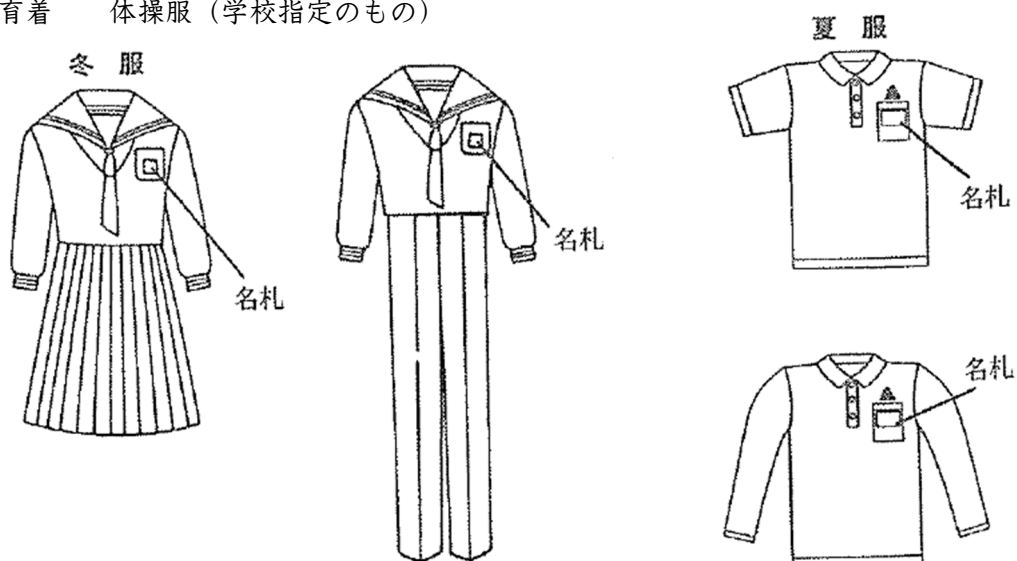
【セーラータイプの制服B】

○ 冬服

上着 セーラー服濃紺色（学校指定のもの） ネクタイ 学校指定のもの
 スカート （学校指定のひだスカート）もしくはスラックス（学校指定のもの）
 体育着 体操服（学校指定のもの）

○ 夏服

上着 学校指定のポロシャツ（半袖・長袖）
 スカートもしくはスラックス 冬と同型
 体育着 体操服（学校指定のもの）



【ブレザータイプA】

冬服

上着 学校指定のブレザー
学校指定の長袖シャツ

ズボン 学校指定のもの

体育着 体操服（学校指定のもの）

夏服

上着 学校指定のポロシャツ
長袖もしくは半袖
白・紺どちらでも可

体育着 体操服（学校指定のもの）



【ブレザータイプB】

冬服

上着 学校指定のブレザー
学校指定の長袖シャツ

スカート 学校指定のもの

スラックス 学校指定のもの

体育着 体操服
（学校指定のもの）

夏服

上着 学校指定のポロシャツ
長袖もしくは半袖
白・紺どちらでも可

スカート 冬と同型

スラックス 冬と同型

体育着 体操服（学校指定のもの）

